

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	三好市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city-miyoshi.jp/docs/2014012200028/

執行機関名 三好市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	三好市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(平成18年三好市条例第120号)による子どもに対する医療費の助成に関する事務
番号法別表第1の項	7	
番号法別表第2の項	9	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		三好市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第一の項 三好市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(平成18年三好市条例第120号)による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1) 子どもはぐくみ医療費支給決定に係る事務 (2) 子どもはぐくみ医療費に関する高額医療費及び療養費並びに公費医療に係る事務
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	三好市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(平成18年三好市条例第120号)第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u> 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第一条 この条例は、 <u>子どもに係る医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
独自利用事務の関連規範		三好市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(平成18年三好市条例第120号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	三好市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(平成18年三好市条例第120号)第4条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	対象子どもへの保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 八	三好市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(平成18年三好市条例第120号)第3条第2項
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る市町村民税情報
特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 二	三好市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(平成18年三好市条例第120号)第3条第1項第2号、第3条第2項
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	三好市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(平成18年三好市条例第120号)第4条
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	対象子どもへの保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての変更の認定に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 八	三好市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(平成18年三好市条例第120号)第3条第2項
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る市町村民税情報

特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 二	三好市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(平成18年三好市条例第120号)第3条第1項第2号、第3条第2項
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者である場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報